Ⅲ　学校生活についての危機管理

1　不審者侵入

不審者侵入

児童が発見　巡回中の職員が発見　職員が偶然発見

声かけなどにより、不審者として認識

近くにいる職員を経由して職員室へ連絡

近くの職員と協力・連携して職員室へ連絡

授業以外の職員は現場へ急行

・校内放送で、全職員に対して不審者の侵入を知らせる。
「〇〇中失礼します。校長先生、××（不審者の居場所）にお荷物が届いております。至急お越しください。」
・校長判断で、警察・教育委員会に通報する。

授業の場合

対応中は原則として児童は動かさない。

休み時間の場合

・児童を教室にとどめ、放送を待つ。（必要に応じてバリケードを作ったり机の下に隠れたりする。）
・授業以外の職員は校長・連絡係を残し、携帯電話を持って現場に向かう。

・担任は教室に向かう。（担任不在のときは他の教員が行く。）
・児童は運動場へ向かう。（担任が誘導）
・担任以外の職員は携帯電話を持って現場へ向かう。

・担任は、教室内や教室周辺に児童が残っていないことを確認後、運動場に出て避難児童の確認をする。
・けがをした児童がいる場合
〇救急車の要請と応急手当
〇保護者への連絡

不審者退校・警察による身柄確保

・校内放送で、不審者の退校・身柄確保を伝える。
・町教委に報告。
・全職員に状況説明をする。
・不審者が校外に逃亡中の場合は、連絡網で保護者に連絡し、下校時の安全を確保する。
・保護者不在の場合は、学校にとどめるなど安全を確保する。